

奈良県障害者長期計画2005（後期計画）の見直しについて （重点項目及び構成等）

基本方針（長期目標）

- 一人ひとりの障害者が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現
- 社会全体が障害者を大事な一員として包み込み、支える地域社会の実現

上記を長期目標として、障害のある人もない人も共に互いを必要とする存在となる社会を実現するため以下の内容・構成で長期計画の見直し作業を進める。

第1部 計画の基本

I はじめに

1. 計画策定の趣旨
 - ・ 障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよう、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、平成7年に策定した「奈良県障害者福祉に関する新長期計画」に続く新たな長期計画として、平成17年度からの10年間を期間として策定。前期5年の経過に伴い、後期の5年に関する見直しを実施する。
 - ・ 後期計画については、従来の数値目標の他、施策の実施主体や実施時期を可能な限り明記する。
2. 計画の位置づけ

障害者基本法第9条第2項に基づく法定計画として県の障害者施策の推進のための基本的方向や重点的に取り組むべき課題等、今後の障害者施策の総合的な推進を図るもの。
3. 計画の期間：2010年（平成22年）を始期として2015年（平成26年）までとする。

II 奈良県の障害者を取り巻く現状

1. 障害者手帳所持者数の推移：時点修正による
2. 障害者の生活：実態調査から障害種別ごとの生活概況等を記載

III 計画の理念と体系

1. 計画の理念

障害者の視点に立って「障害者の生活の質（QOL）」を高めるため、以下の理念で策定。

 - (1) 障害者の人生を総合的にサポート

気になる時から成年期及び老齢期にわたる支援
 - (2) 障害者の居場所づくり

障害者が暮らしやすい街づくり、居心地のいい居場所づくり
 - (3) 障害者が地域社会のメンバーとして参加するシステムづくり

障害者が社会で重要な役割を担っているという存在

2. 計画の基本的視点
 - (1) 「奈良方式」の確立

障害者の生活、介護等に関する実態調査で課題を把握・分析し、本県の課題を解決。
 - (2) 県が主導

実践可能な施策を想定し、県が主導・主体的に実践することで県民・企業に成功例を提示。
 - (3) 障害種別、地域別に施策を検討

第3部の「分野別施策の方向」においては、実態調査の結果から把握される障害種別ごとの課題に対応した施策の充実について検討し記載する。
また、第4部では実態調査の結果を活用し、地域（圏域）ごとの課題に対応した施策を検討し記載する。
 - (4) 総合的な施策の展開

福祉と教育及び雇用関係が連携、精神障害分野における医療と福祉の連携。
 - (5) 社会参加の実現に向けて外部からの協力・連携を推進

障害者福祉施設と地域資源の活用・連携、障害者の社会参加・雇用に向けた官民協力の推進。
3. 施策の体系：上記の理念に沿った新たな重点項目に沿って記載（重点項目の一覧は別紙）

IV 計画の推進体制

1. 障害福祉施策の推進に関する保健、医療、雇用、教育、まちづくり等の様々な分野の関係部局が連携して計画の実現のために施策を実施する。
2. 奈良県障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、計画の効果的な推進と数値目標の進捗管理を行う。

第2部 重点的な取組課題

I 障害者の生活の質の向上

1. 障害判明前の「気になる」段階から「結婚」「老後」などの課題に対応した、障害者の人生を総合的にサポートする支援体制を整備し、障害者の視点に立った「生活の質（QOL）」の向上を推進する。
2. それぞれの障害者が満足度を向上させるような施設、事業所、企業等の受け皿づくりを進め、障害者が暮らしやすい街づくり、居心地のいい居場所づくりを目指す。

II 障害者の社会参加と就労の促進

1. 障害者が地域社会のメンバーとして参加するシステムづくりを推進し、障害者＝「できる」（able）存在である新たな障害者像を確立し、障害者が社会で重要な役割を担っているという社会を実現する。
2. 生きがいを感じることで生活の実現を目指し、日中の居場所の整備と日中活動や余暇活動の充実を図る。

Ⅲ 障害者の安心の確保

1. 福祉と医療の連携を図り、障害者医療のネットワークの構築による重症心身障害児（者）への支援や在宅ケアの推進といった障害者医療の充実を図る。
2. ハード・ソフトの両面から総合的なバリアフリーを推進する。
3. 防災・防犯対策を推進し障害者が安心して暮らすことのできるまちづくりを進める。
4. 相互理解のための広報啓発を推進し、権利擁護のための施策の充実を図る。

第3部 分野別施策の方向

I 基本編

1. 障害者の生活の質の向上

- (1) オーダーメイドの個別支援システムの構築
 - ① 個別支援計画に基づく支援システムづくり
- (2) 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実
 - ① 自立支援協議会の活性化
 - ② 相談支援体制の充実
 - ③ 福祉サービスの充実
- (3) 特別支援教育の充実
 - ① 地域で共に学ぶための環境整備
 - ② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
 - ③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
 - ④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム
- (4) 住まいの確保
 - ① グループホームの質・量の充実
 - ② 障害者向住戸の確保
 - ③ 障害児の施設入所支援
- (5) 障害者を支えるレスパイトサービスの充実
 - ① ショートステイ床の確保

2. 障害者の社会参加と就労の促進

- (1) 企業・地域と障害者がつながるシステムづくり
 - ① 障害者の社会参加と理解の促進
(チャリティ・手作り市・まつり等の開催・交流)
(アート・スポーツ等フェスティバルの開催・交流)
 - ② 障害者の雇用の促進
 - ③ 障害福祉版アドプトプログラム
 - ④ 「農障工」連携

- (2) 障害者雇用モデルの確立
 - ① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
 - ② 事業所としての県庁の雇用実践
 - ③ 企業による障害者雇用の推進
 - ④ 福祉的就労への支援
- (3) 公的機関による障害者応援システムづくり
 - ① 公的機関の発注拡大
 - ② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム
- (4) 障害者の所得の確保
 - ① 各種障害者手当・年金等の充実

就労支援に関する社団法人を新設
将来構想として、当該社団法人に
よる障害者への職業紹介業務を実施

3. 障害者の安心の確保

- (1) 障害者医療の充実
 - ① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
 - ② 重症心身障害児（者）への支援の充実
 - ③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携
- (2) 総合的なバリアフリーの推進
 - ① ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進
- (3) 防災・防犯対策の充実
 - ① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
 - ② 防犯体制の向上
 - ③ コミュニティにおける防災・防犯体制の検討
- (4) 相互理解の推進と権利擁護
 - ① 相互理解のための広報啓発の推進
 - ② 権利擁護のための施策の充実

今回、新たに「障害種別編」を設け、実態調査から判明した、障害種別ごとの特徴的な課題やニーズを「現状と課題」として分析し、それらの課題解決に向けた施策の方向性を検討・記載する

Ⅱ 障害種別編

1. 身体障害者に係る施策の充実

身体障害者については、さらに視覚・聴覚、肢体不自由、内部障害等といった障害の内容に応じて課題を分析し、施策や支援を実施する。

- ・「住宅」と「まち」の整備による面的なバリアフリー化の推進
- ・情報面を含めた総合的なバリアフリーの推進及び「人にやさしい街づくり」を推進
- ・ITを活用した在宅勤務、テレワーク等多様な働き方や雇用機会の創出

2. 知的障害者に係る施策の充実

知的障害者に関しては、家族へのサポート体制を充実させるため、地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを行い、市町村の相談支援の質の向上を図る。

- ・ 県自立支援協議会による地域自立支援協議会の活性化に向けた働きかけを実施
- ・ グループホームの整備について要因分析のうえ、奈良県独自の効果的な整備手法を検討
- ・ 経営団体、労働団体、福祉団体、行政による体制整備（社団法人の設立）
- ・ アンテナショップによる作業所製品の高度化、販路拡大、商品開発
- ・ 障害年金の給付水準の向上を国に働きかけ
- ・ サービスの中身の充実、授産施設等における作業等の質の向上

3. 精神障害者に係る施策の充実

相談支援体制の充実と医療機関との連携が重要であり、地域自立支援協議会が中心となって、地域の中の関係機関のサポート、医療機関を含めたネットワークの構築、相談支援の充実・強化を図る。

- ・ 地域自立支援協議会が中心となり、地域レベルの医師・医療機関とのネットワーク構築
- ・ 障害特性に応じた多様な雇用機会の創出（短時間労働、週・月当たり数日間の就労）
- ・ 県と社団法人による精神障害者の雇用促進に向けた啓発活動。

4. 発達障害者に係る施策の充実

早期発見・早期療育の実現とライフステージに応じた途切れることのない支援の実現、そのための関係機関の連携を構築する。

5. 高次脳機能障害者に係る施策の充実

障害特性に応じた支援の充実を目指し、必要とする福祉サービスに繋げる体制づくりと制度の整備を図る。

6. 重複障害者に係る施策の充実

多様なサービスの実現に向けた社会基盤・社会資源の開発と連携に向けたネットワークづくり。

第4部 圏域別計画

障害者の生活、介護等に関する実態調査の結果から、障害の種類別に圏域別のクロス集計を行い、圏域別に地域の特徴的な課題を把握・分析し、それらの課題に対応する施策を掲載する。

I 奈良圏域

II 西和圏域

III 中和圏域

IV 東和圏域

V 南和圏域

【圏域ごとに差が出ると想定される項目の例示】

- ・ 平日昼間の居場所
- ・ 世帯の年間収入、世帯の1ヶ月の生活費
- ・ 外出時に主に利用する交通機関
- ・ 近所づきあいの程度
- ・ 企業で働いた経験の有無
- ・ 情報入手の手段、パソコン等の使用状況
- ・ 障害程度区分の認定を受けているか
- ・ 現在利用しているサービス等

第5部 数値目標一覧

前期計画において設定していた数値目標の総括と新たな数値目標の設定を検討する。

第6部 障害福祉計画（第2期）

障害者自立支援法第89条に基づく、障害福祉計画（第2期：平成21～23年度）に係る内容として、地域移行及び就労移行等に関する数値目標並びに障害福祉サービスの見込み量等を収録・掲載する。

第7部 資料編（長期計画及び障害福祉計画の資料をまとめて編とする）

I 委員名簿

奈良県障害者施策推進協議会委員及び奈良県自立支援協議会委員名簿掲載

II 計画策定の経緯

長期計画及び障害福祉計画策定に係る経緯概要を掲載

III 障害者の生活、介護等に関する実態調査

実態調査に係る特徴的事項を抜粋・掲載